

令和 7 年度長井市自主防災組織活動費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

長井市長 内 谷 重 治

令和 7 年度長井市自主防災組織活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における自主防災組織の育成及び防災意識の高揚を図るため、自主防災組織が行う防災対策を推進する事業に対し、予算の範囲内で交付する長井市自主防災組織活動費補助金に関して、長井市補助金等交付規則（昭和 5 7 年規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の対象者は、地域の防災活動を行うため、市民が地区（長井市地区長設置条例（昭和 3 2 年条例第 9 号）第 1 条第 2 項に規定する地区をいう。）その他これに類するものを単位として、令和 7 年度において結成する自主防災組織又はすでに結成している自主防災組織とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次のとおりとする。

(1) 自主防災組織の結成に係る事業

(2) 自主防災組織の運営に係る事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する次の各号に掲げる経費とし、補助金の額は別表に定める額とし、予算の範囲内で補助する。ただし、第 1 号に掲げる事業については 1 組織につき 1 回限り、第 2 号に掲げる事業については事業年度において 1 組織につき 1 回とする。

(1) 自主防災組織の結成に係る事業

令和 7 年度中において結成しようとする自主防災組織が、結成に際し実施する研修会の開催や普及啓発資料の作成、防災備品の準備等に要する費用

(2) 自主防災組織の運営に係る事業

すでに結成している自主防災組織が組織活性化のために実施する防災知識の普及及び啓発活動、防災訓練等に要する費用

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、令和7年度長井市自主防災組織活動費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 令和7年度において結成する自主防災組織

ア 結成計画書

イ 規約及び会則（案）

ウ 予算書等

(2) すでに結成している自主防災組織

ア 活動に要する見積書

(補助金交付決定通知)

第6条 市長は、前条の書類の審査及び必要に応じて行う調査により、補助金の交付を決定したときは、速やかに令和7年度長井市自主防災組織活動費補助金の交付決定通知書（別記様式第2号）により自主防災組織に通知するものとする。

(変更又は中止の申請)

第7条 自主防災組織は、補助金交付決定通知を受けた後において、規則第6条に定める事項のいずれかに当てはまる場合は、遅延なく令和7年度長井市自主防災組織活動費補助金交付変更（中止）申請書（別記様式第3号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(事業実績報告)

第8条 自主防災組織は、事業が完了したときには速やかに令和7年度長井市自主防災組織活動費補助金に係る事業実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 令和7年度において結成する自主防災組織

ア 事業報告書

イ 規約及び会則

ウ 事業実施時の写真

エ 決算書等

オ 結成に要した費用の領収書の写し

(2) すでに結成している自主防災組織

ア 事業実施時の写真又は防災マップやチラシ等を作成した場合は、その資料等

イ 活動に要した費用の領収書の写し

(補助金額の確定と交付)

第9条 市長は、前条の報告書等の書類を審査し、補助金の額を確定したときは、規則第14条第1項の規定により、令和7年度長井市自主防災組織活動費補助金確定通知書（別記様式第5号）により自主防災組織に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の確定金額が、第6条の規定による補助金の交付決定金額と同額であるときは、規則第14条第2項の規定により通知を省略することができる。

(支払い)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合には、補助金の交付決定後に概算払することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

対象事業	補助金の額
自主防災組織の結成に係る事業	対象経費以内の額とし、令和7年4月1日現在の当該自主防災組織を構成する世帯数に応じ、以下を限度とする。 ・50世帯未満 10,000円 ・50世帯以上200世帯未満 20,000円 ・200世帯以上 30,000円
自主防災組織の運営に係る事業	